政府広報|厚生労働省　あしたの暮らしをわかりやすく

まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、これまでどおりの医療をあなたに。

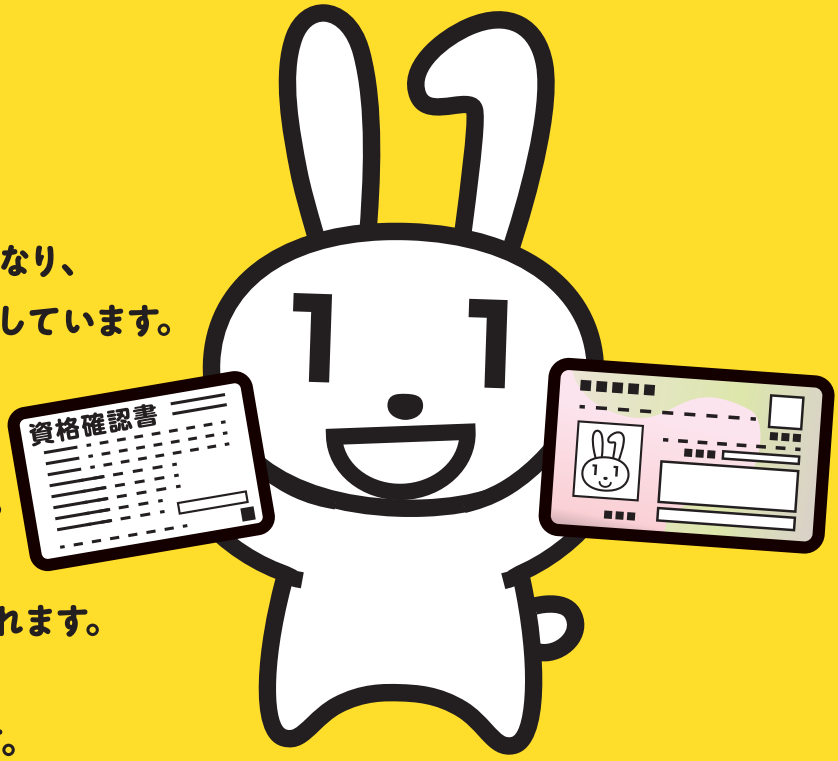

2024年12月2日に、
従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、
マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。
切り替えがまだお済みでない方も
申請不要で届けられる資格確認書で
保険診療を受けられます。ご安心ください。
また、2024年12月2日時点で
有効な保険証は、最長1年間ご利用になれます。
有効期限が切れる場合でも、
必要な方には資格確認書が交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方	**申請不要で** 資格確認書をお届けします。
後期高齢者の方	**申請不要で**資格確認書を お届けします。※2026年7月末まで
マイナ保険証での受診が困難な方 （ご高齢の方・障害をお持ちの方など）	**申請いただくことで** 資格確認書をお届けします。

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、
便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

さらに詳しい情報は
こちらから検索→

政府広報　マイナ保険証